

学校いじめ防止基本方針

田村市立滝根小学校

〇はじめに

本方針は、人権尊重の理念に基づき、田村市立滝根小学校の全ての児童が安心・安全で充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶する目的で策定するものである。

・いじめ防止対策推進法	平成25年6月28日公布 同年9月28日施行
・いじめの防止等のための基本的な方針	平成25年10月11日策定
・福島県いじめ防止基本方針	平成26年7月策定
・田村市いじめ防止に関する条例	平成28年12月制定

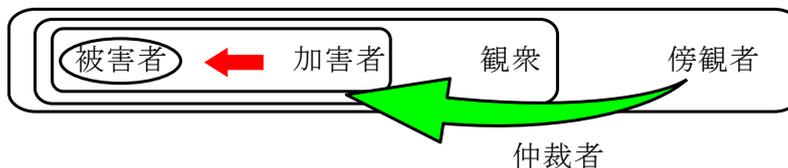
1 いじめの定義

<定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

2 いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側の二者関係だけで成立しているのではなく、集団内の歪んだ人間関係の中で発生するものである。具体的には、下図のように周囲ではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）や周辺にいても見て見ぬふりをして行為に暗黙の了解を与えている存在（傍観者）の存在があって成り立っている。



したがって、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からはいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。（生徒指導提要 p173）

3 いじめ防止等の基本姿勢

本校のいじめ防止に対する基本姿勢として、いじめの些細な兆候を見逃さず、学校が迅速にかつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員間で共通理解を図り、いじめを絶対許さない毅然とした態度で対応する。また、いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめ未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

4 いじめ未然防止等のための組織

学校におけるいじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・早期対応を組織的に行うためにいじめ防止対策委員会を組織し、活用する。生徒指導・教育相談に関する会議を定期的又は随時設け、情報交換を行う。いじめが発生した時は、必要に応じて外部専門家を活用し対応に当たる。

(1) 構成員

- ・校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭
- ・校長が必要と認めたときは，関係職員を委員会に出席させる。

(2) 会議内容

- ・各担当者から児童の状況を報告する。
- ・報告事案からいじめへの発展性やいじめの兆しがあるか検討する。
- ・いじめ未然防止のための調査方法を検討する。

(3) 開催日

毎月1回開催を原則とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(4) いじめ事案発生時の特別組織

いじめ事案が発生した場合は，外部専門家（市教委の指導主事，SSWR等）を加えたいじめ等調査委員会を組織する。

[いじめ等調査委員会＝いじめ防止対策委員会＋外部専門家]

5 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止

①道徳教育の充実

- ・各学年において「思いやり」，「自他の尊重」，「生命の尊重」などの心を培う道徳の授業を計画的に実施する。
- ・学校行事や児童会活動，ボランティア活動などの体験学習に参加することにより，心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

②早期発見のための措置

- ・日頃の児童観察と「報告・連絡・相談」の徹底
- ・アンケート「心のかげはし」「いじめ調査」
- ・学校評価の実施：年2回（9月・1月）
- ・教育相談（7月と随時）

③相談体制の整備

- ・教育相談会の開催：放課後の時間を有効に使い，気になる児童との話し合いを意図的に持つようにする。また，保護者との話し合いをもつ懇談会を開催する。（授業参観日・家庭訪問・教育懇談会等）

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・総合的な学習の時間における情報教育の充実
- ・高学年対象に情報モラルの実施

(2) 早期発見

- ①一人一人の児童の気持ちを考えてあたたかい声かけをする。
- ②児童との信頼関係を築く。
- ③保護者との信頼関係を築く。
- ④いじめのサインに気付くように教職員のアンテナを高くする。
- ⑤人間関係を深め，良好な学級経営を行う。
- ⑥教職員間の報告・連絡・相談を徹底し，連携・情報交換を行う。

(3) いじめに対する措置

①いじめの実態確認

ア 正確な情報把握

- いつ（から） 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

これらのことを踏まえて、次のようにしていく。

- ・当事者双方と周囲の児童から個々に状況を聞き取り、記録する。また、保護者から児童の様子について聞き取り、記録する。
- ・聞いた情報を付き合わせ、情報を共有し、くいちがう部分は、再度聞き直し、確認する。

イ 指導方針の決定

- ・いじめの事案に対して指導方針を決定し、全教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担をする。
- ・市教育委員会、各関係機関との連携を図る。

ウ 児童への指導・支援

- ・いじめた児童といじめられた児童の双方の指導・支援を行う。

エ 保護者との連携

- ・いじめた児童といじめられた児童の保護者と直接面談し、連携を図る。

②いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

ア 児童に対して

- ・事実確認をしっかりと行う。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密は守ること」を伝え、心の安定を図る。
- ・必ず解決できるという希望をもてるように話す。

イ 保護者に対して

- ・事実がわかったその日のうちに複数の教職員で家庭訪問し、保護者と面談し、事実関係を正確に伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・家庭での児童の様子に注意してもらい、継続して保護者と連携をとりながら解決していくことを伝える。

③いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言

ア 児童に対して

- ・事実確認をしっかりと行う。児童の気持ち（心理状態等の内面）を、時間をかけて聞き、児童の背景にあるものを探る。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるように話す。

イ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よ

りよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭での指導をお願いする。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、継続して保護者と連携をとりながら解決していくことを伝える。

④所轄警察署との連携

- ・いじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認めるような場合は、早期に所轄警察署に相談し、連携を図る。
- ・児童の生命・身体の安全が脅かされるような場合は、直ちに所轄警察署に通報する。

⑤懲戒、出席停止制度の適切な運用等のいじめ未然防止に関する措置を定めること

6 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日を目安とするが本人の状況・実態に応じて判断する。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を田村市教育委員会に速やかに報告する。
- ・当該事態の調査を行うための組織の設置について田村市教育委員会から助言を受ける。
- ・当該事態の調査の実施は、事実と向き合い当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査結果は、田村市教育委員会を通じて、田村市長に報告する。

(2) 問題発生時の対応

